金融ニューズレター

2014年1月

ISDA マスター契約における 関係会社相殺を認めた地裁判決

1. はじめに

ISDA マスター契約(ISDA Master Agreement)では、関係会社(Affiliate)を対象とする相殺条項を契約当事者間の合意により別途スケジュール(Schedule)に定めることがあります。この相殺条項は、cross-affiliate set-off/netting などと呼ばれますが、このたび、その法的有効性を認めた裁判例が公刊されました(東京地判平成 25 年 5 月 30 日判例時報 2198 号 (2013 年 11 月 21 日号)96 頁)。

本ニューズレターでは、事案の概要や裁判所の判断を紹介 の上、実務上のポイントについて検討したいと思います。

2. 事案の概要

(1) X(証券会社)は、Y(信託銀行)との間で、2007 年に ISDA マスター契約(1992 年版)を締結し、通貨オプション取引 や通貨スワップ取引を行っていました。XY 間のマスター 契約には、以下の相殺条項(「本件相殺条項」)が定められていました。

「……期限の利益喪失事由、合併に伴う信用不安事由、又はその他の終了事由が生じ、<u>ある当事者(X)について本件マスター契約 6 条により期限前終了日が指定されたときは、他方当事者(Y)はX又はその他の者に事前に通知することなく、XがYに対して(及びYの「関係会社」に対して)有する債務(満期に達しているか、不確定</u>

かを問わず、また本契約の下で生じるか否かを問わず、債務の通貨、支払地、又は計上する営業所に拘らない。)を、Y(及びYの「関係会社」)がXに対して有する債務(満期に達しているか、不確定かを問わず、また本契約の下で生じるか否かを問わず、債務の通貨、支払地、又は計上する営業所に拘らない。)と相殺する、又は前者を後者に充当する権利を有する(義務ではない。)。……」(下線は筆者らによるもの。以下同じ)

上記から分かるように本件相殺条項では、マスター契約の契約当事者のみならず、それらの「関係会社」も対象とされています。「関係会社」とは、ISDA マスター契約14条において定められた意味を有し、議決権の過半数を所有することを支配(control)とした上で、支配・被支配の関係又は共通の支配下にある者が関係会社として定義されています。なお本件では、Xにつき2社が明示的に除外されていました。

- (2) 共通の 100%親会社を有し、Yの「関係会社」であるZ(証券会社)も、Xとの間で、2001 年に別途ISDAマスター契約(1992 年版)を締結し、エクイティ・デリバティブ取引やコモディティ・デリバティブ取引を行っていました。XZ間のマスター契約でも、文言は異なるものの、本件相殺条項と類似の相殺条項が定められていました(1)。
- (3) X の米国親会社が信用保証提供者(Credit Support Provider)と指定されていたところ、同社が米国で米国連邦破産法第 11 章(チャプター11)の適用申請を行い、さらに自動期限前終了(Automatic Early Termination)も定められていたことから、XY 間及び XZ 間の取引は自動的に期限前終了しました。
- (4) その結果、X は Y に対し債権を有する一方で、Z に対し

本ニューズレターの執筆者



かだ しんべい 仲田 信平



やまもと としゆき 山本 俊之

アソシエイト 弁護士



みつもと しゅんすけ 三本 俊介

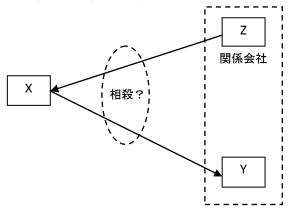
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室

(Tel:03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ては債務を負う関係となりました。なお、本裁判では、 XY 間の債権額も争点の一つですが、本ニューズレター ではその点は割愛します。



- (5) Xの米国親会社破綻後、Xも2008年9月19日に民事 再生法に基づく再生手続開始決定を受けています。再 生債権の届出期間は同年10月21日まででした。
- (6) Yは、2008 年 10 月 1 日付で、X に対し、本件相殺条項 に基づき、Y が X に対して負う債務と Z が X に対して有 する債権を対当額で相殺する旨を通知し、同 2 日に X に到達しました(「本件相殺」)。また、Z も、同 1 日付で、 X に対し、本件相殺に予め同意している旨の通知を行い、同 2 日に到達しました。
- (7) XY間のISDAマスター契約の準拠法は日本法でした。

3. 本件相殺条項の法的性質や相殺の合理的期待に対す る裁判所の判断

X は、再生手続開始後に Y は Z から債権譲渡を受けて本件相殺を行ったから民事再生法 93 条の 2 第 1 項 1 号(又はその類推適用)所定の相殺禁止により無効である、Z の同意が本件相殺条項の成立要件であるが、成立時に Z の同意はなく、本件相殺条項自体無効である等の主張をする一方、Y は本件相殺条項は更改契約(又は更改契約類似の非典型契約)であり、Y は固有の債権を取得して本件相殺を行ったから民事再生法 93 条の 2 第 1 項 1 号違反とはならない等と反論しました。また、相殺の合理的期待についても主張・反論が繰り広げられました。

裁判所は、上記 XY の主張を踏まえ、以下の判断を行いました(XY の主張・反論骨子及び裁判所の判断をまとめた一覧表は本ニューズレター末尾をご参照下さい)。

(1) 本件相殺条項の有効性

本件相殺条項は、「<u>期限前終了事由が発生することと、</u> 非期限の利益喪失当事者⁽²⁾がその「関係会社」から同意 を得ることを停止条件として、その弁済期や通貨の種類 等にかかわらず、上記自働債権及び受働債権の相殺を 行う権限を非期限の利益喪失当事者に認めたもの」で あるとして、本件相殺条項自体が無効であるとのXの主 張を排斥しました。

(2) 本件相殺の有効性

民事再生法 93 条の 2 の相殺禁止規定には債権者間 の公平・平等を確保するという目的がある一方、民事再 生法 92 条には、債権届出期間満了前に、再生債権者 と再生債務者間の債権・債務が相殺適状に至れば、(当 該債権届出期間内に限り)再生手続開始後であっても 相殺権を認め、相殺の担保的機能(合理的期待)を保護 するという目的があり、両条の調和・バランスから、再生 手続開始前の時点で締結された本件相殺条項に基づく 本件相殺は、「再生手続開始時点において再生債権者 が再生債務者に対して債務を負担している場合と同視 できる程度に、相殺の合理的期待が存在すると認めら れ、かつ、その相殺適状が生じた時点が債権届出期間 の満了前であるときに限り、同法 92 条によって許され、 同法 93 条の 2 第 1 項 1 号によって相殺が禁止される 場合には当たらないと解するのが相当である」としまし t=(3)。

さらに、上記相殺の合理的期待の存否については、「<u>当</u> 該契約の客観的内容や取引慣行からうかがえる当該契 約当事者等の直接の利害関係者間におけるリスク分配 機能と債権者間の実質的な平等などの取引界の支配 的通念との整合性を総合考慮して判断すべきである」と しています。

(3) 相殺の合理的期待に関する総合考慮

上記総合考慮の一環として、本裁判例では、XZ 間の類 似規定にも言及しながら、「関係会社」を含めた総体的 なリスク管理を企図して本件相殺条項が合意されたこ と、Z が本件相殺条項の「関係会社」に該当することは Y は当然に認識しており X からも容易に認識し得たこと、 Y が第三者と締結した ISDA マスター契約でも本件相殺 条項と同様の相殺条項が設けられており、近時の金融 機関の組織形態を前提とした金融機関相互間のデリバ ティブ取引において、本件相殺条項のような三者間相殺 を定めた契約は取引慣行といえる程度に広く用いられ ていたと推認でき、そこには合理性があり必要性も高い こと、XY 間の ISDA マスター契約は締結時期からして危 機時期に相殺目的で濫用的に締結されたものではない こと、等を考慮し、Y が Z の X に対する債権を用いた相 殺の合理的期待を有していたことを認めました。そして、 相殺適状が債権届出期間の満了(10月 21日)前の 10 月 2 日に生じていたことから、本件相殺を認めていま す。

なお、相殺を行う権限を付与されて相殺に供する場合には、譲受債権の相殺時と同様に、民法 467 条 1 項による債務者対抗要件具備が必要であるが、X は本件相殺条項を含む ISDA マスター契約を Y と締結したことにより、実質的には Y の「関係会社」から Y に対する相殺権限の付与を承諾していたとみることができると判示する一方、Z の Y に対する「債権譲渡を第三者に対抗できるかが問題となる場面ではないので、第三者対抗要件の具備は不要」としました(民法 467 条 2 項参照)。

4. 実務上のポイント

本裁判例は、当事者間で合意された ISDA マスター契約上の cross-affiliate set-off/netting の法的有効性について、日本法準拠の契約及び日本の倒産法(民事再生法)の下で、正面から肯定した事案であり、デリバティブ契約の実務において

注目すべき事案と言えます。

そして、本件相殺条項の契約解釈について、裁判所は、大審院判例を踏まえ更改契約(又は更改契約類似の非典型契約)であることは明示的に否定する一方(4)、上記 3.(1)の通り、①期限前終了事由が発生すること、②非期限の利益喪失当事者がその「関係会社」から同意を得るという停止条件の下で、非期限の利益喪失当事者に関係会社の債権も含めた相殺権限を認めたものと解しています。債権譲渡に係る第三者対抗要件具備が問題となる場面ではないと判示していることからも、X主張の債権譲渡構成を採用しなかったことにその特色があると言えます(5)。

さらに、相殺の合理的期待の判断基準(上記 3.(2))について、総合考慮による手法を用いていますが、その一要素として、「契約当事者等の直接の利害関係者間におけるリスク分配機能」(傍点は筆者らによるもの)をあげ、そのあてはめにおいても、昨今の金融機関の組織形態やデリバティブ取引におけるリスク管理に言及している点は、金融実務上、着目すべき点と思われます。逆に言えば、プロ同士の取引であることも結論に少なからず影響していると評価でき、本裁判例の射程を考える上で重要となるかもしれません。

仮に本裁判例と同様の相殺条項に依拠して相殺が認められる場合でも、再生手続の債権届出期間満了前に確定的に相殺に供する権限を得て相殺適状が生じる必要があるため、同期間満了前に関係会社の同意を得ることが必要です。また、本裁判例では相殺の意思表示が債権届出期間満了前になされているため、特段問題となっていませんが、民事再生法 92 条が根拠となっていることから、相殺の意思表示は同期間満了前に行うことが求められると考えられます。

その他、本件では XY 共に日本法人であり、また XY 間の準拠法は日本法でしたが、日本法人以外の当事者が存在する場合や、契約の準拠法が日本法以外の場合には、適用される倒産法や当該準拠法の下で、さらに別段の考慮が必要となる可能性があります。

最後に本件は控訴された模様です。本ニューズレターで紹介した論点は契約解釈の問題であり、事実問題ではなく法律問題であることから、上級審での判断も含め、今後の展開が注目されます。

以上

- (1) 「非期限の利益喪失当事者あるいは非事由発生当事者(X)は、期限の利益 喪失当事者あるいは事由発生当事者(Y)が X(及び X の「関係会社」の同意 がある場合には、当該 X の「関係会社」)に対して負担する金額若しくは債務 (本件マスター契約に基づいて発生したか否か、また、履行期限が到来して いるか否かを問わない。)と、X が Y に対して負担する金額若しくは債務(本 件マスター契約に基づいて発生したか否か、また、履行期限が到来している か否かを問わない。)(原債務)を相殺することができ、……」
- (2) ISDA マスター契約 6 条(a)の Non-defaulting Party を指します。期限の利益 喪失当事者(Defaulting Party)と対比された用語として定義されています。
- (3) これに続いて、「同法には、破産法 67 条 2 項、70 条のように停止条件付債 権等を自働債権として相殺することを認める明示的な規定はないが、そのことは上記解釈を妨げるものではないし、上記のとおり、民事再生法 92 条に

- よって相殺が許されると解する以上、同法85条により相殺が無効となるとも解し得ない。」としています。この点は、本件相殺条項の契約解釈において、関係会社の同意を停止条件と解することについての言及と言えます。
- (4) 更改契約の主張について、裁判所は、大審院判例も踏まえ、Z が XY 間の ISDA マスター契約の契約当事者ではないこと、及び更改意思が特に明白でもないことを理由に排斥しました。また、Z の同意が本件相殺条項の成立 要件であるとの X の主張については、同意は本件相殺条項に付された停止条件と解すればよく、そのような停止条件を付した契約は有効であるとして います。
- (5) AB 間で、C の子会社である A の B に対する債権と、B の C に対する債権を相殺できる旨の相殺予約があり、A は B に対し給油代金債権を有し、B は C に対し作業代金債権を有していたという事情の下、B の C に対する作業代金債権の差押債権者 D(国)との関係で、相殺予約に基づく差押後の A の相殺の意思表示の対抗が問題となった事案では、「本件相殺予約の趣旨は必ずしも明確とはいえず、その法的性質を一義的に決することには問題もなくはないが、右相殺予約に基づき A のした相殺が、実質的には、C に対する債権譲渡といえることをも考慮すると、C は A が D の差押え後にした右相殺の意思表示をもって D に対抗することができないとした原審の判断は、是認することができる。」と判示したものがあります(最判平成 7 年 7 月 18 日裁判集民事 176 号 415 頁。CD 間の訴訟)。

もっとも、デリバティブ取引や金融機関同士の相殺・ネッティングとは事案が 異なり、民事再生法上の相殺禁止が問題となった事案でもない点には注意 が必要です。また、上記最判は事例判決であり原審の判断を結論において 認めたにすぎないことから、その射程は必ずしも判然としません。

【XY の主張・反論骨子及び裁判所の判断】

【XYの主張・反論常子及び裁判所の判断】			
	Xの主張骨子	Yの反論骨子	裁判所の判断
本件相殺条項	X の再生手続開始後に、Y は Z から債権譲渡を	本件相殺条項は以下の(i)及び(ii)を要件とす	「期限前終了事由が発生することと、非期限の
の法的性質	受けて本件相殺を行ったから、本件相殺は、相	る更改契約、あるいは、(iii)も含めた更改契約	利益喪失当事者がその「関係会社」から同意を得
	殺禁止を定めた民事再生法 93 条の 2 第 1 項 1	類似の非典型契約である。	ることを停止条件として、その弁済期や通貨の
	号(又はその類推適用)により無効。Z は、10 月	(i) 期限前終了時点で、非期限の利益喪失当	種類等にかかわらず、上記自働債権及び受働債
	1 日付本件相殺に同意する旨の通知によって、	事者が期限の利益喪失当事者に債務を負	権の相殺を行う権限を非期限の利益喪失当事者
	自らの X に対する債権を Y に譲渡した。また、	担していること、非期限の利益喪失当事	に認めたもの」。
	仮に再生手続開始前に Z から Y への債権譲渡が	者の「関係会社」が期限の利益喪失当事者	
	あったとしても、同手続開始前に対抗要件具備	に債権を有していること。	「相殺を行う権限を付与されて相殺に供する場
	がなされていない。	(ii) 非期限の利益喪失当事者が、本件相殺条	合は、他人から譲り受けた債権を相殺に供する
		項に基づく相殺の意思表示をすることを	場合と同様に、債務者対抗要件を具備する必要
	本件相殺は Z の債権を消滅させるという法律効	停止条件として、非期限の利益喪失当事	があると解されるところ(民法 467 条1項)、X
	果を有するため、Z の同意は本件相殺条項を有	者の「関係会社」の上記債権を消滅させ、	は本件相殺条項を含む本件基本契約を締結した
	効に成立させるための要件。しかし、そのよう	非期限の利益喪失当事者の期限の利益喪	ことにより実質的にはYの「関係会社」からYへ
	なZの同意はなく、本件相殺条項は無効。	失当事者に対する同額の債権を新たに発	の相殺権限の付与を承諾していたとみることが
		生させる旨(※)の債権者の交替による更	できる」から債務者対抗要件は具備されてい
		改契約を定めたもの。	3.
		(iii) 非期限の利益喪失当事者の「関係会社」が	
		(ii)の相殺に同意することを停止条件と	できるかが問題となる場面ではないので、第三
		して同一の効力が発生することを内容と	者対抗要件の具備は不要」。
		する更改契約類似の非典型契約を定めた	7.の日幸が土体和观を頂のよう悪体です。7.の
		もの。 (※) 「関係会社」が非期限の利益喪失当事者に	Z の同意が本件相殺条項の成立要件であるとの X の主張については、停止条件と解すればよ
			A の主張については、停止米件と解りればよ く、そのような停止条件を付した契約は有効。
		る法律構成も主張。	く、そのような停止未件を行じた矢利は有効。
44.40.00000000000000000000000000000000	「関係会社」を含めた企業グループ間での債権債	本件相殺の効力を認めても、民事再生法 93 条	 「再生手続開始時点において再生債権者が再生
期待	一関係云社」を含めた企業グループ同じの慎権領 務の相殺を規定することは実務的にも稀であ	の2第1項1号の趣旨にも反しない。なぜな	「再生子統開始時点において再生負権有が再生」債務者に対して債務を負担している場合と同視
州付	り、本件相殺の効力を否定したとしても実務上	ら、グループ全体としての債権保存を図ること	できる程度に、相殺の合理的期待が存在すると
	の影響は少ない。Y に相殺への合理的期待は認	が可能という XY 間の信頼があること、危機時	認められ、かつ、その相殺適状が生じた時点が
	の影響は少ない。1 に相核への古廷的別付は認められない。	期の駆け込み的合意ではないこと、XY 双方に適	債権届出期間の満了前であるときに限り、同法
	(A) (A) (A) (A) (A)	用され公平・平等性が確保されていること、XZ	92 条によって許され、同法 93 条の 2 第 1 項 1
		間の ISDA マスター契約にも同様の規定がある	
		こと、金融のプロである XY が締結したこと、	いと解するのが相当である」。
		ISDA マスター契約における「関係会社」の債権債	V - CMF y 500001011 C 80 60 10
			「当該契約の客観的内容や取引慣行からうかが
		の金融機関等の債権者も本件に関する X の Y に	
		対する債権を責任財産として期待すべきもので	おけるリスク分配機能と債権者間の実質的な平
		はないこと、等から、相殺に対する合理的期待	等などの取引界の支配的通念との整合性を総合
		があるため。	考慮して判断すべきである」。
			(あてはめは本文参照)
	I		

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029

Tel: 03-5562-8500(代) Fax: 03-5561-9711

E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp/ja/